

令和2年9月2日

第102回 神戸市個人情報保護審議会

空家空地情報のG I S（地理情報システム）化
について

(企画調整局)

神企企第 1408 号
令和 2 年 9 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜道

諮詢



神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

空家空地情報の G I S (地理情報システム) 化について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関する)

担当：企画調整局企画課

空家空地情報のG I S（地理情報システム）化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

(1) 水道使用者情報

業態が家事用※、店舗付住宅※、共用家事用※、かつ、水道閉栓中又は新設閉栓の水道使用者にかかる下記の情報

水栓所在地（建物名及び部屋番号を含む）

水栓番号

閉栓日

※語句説明（業態及び使用状態）

- ・家事用：住宅で生活用水として使用するもの
- ・店舗付住宅：店舗付住宅で生活用水のみ使用するもの
- ・共用家事用：住宅において生活用水として2戸以上で共用するもの

(2) 固定資産課税台帳（登記物件に限る）

①土地情報

土地所在地

地目

地積

土地用途（用途地域、住宅・非住宅）

②建物情報

建物所在地

家屋番号

建物用途

建物構造

建築年次

総床面積

1階床面積

階層

高架下区分

市街化区域種別

空家空地情報のG I S（地理情報システム）化について

1. 趣旨

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、合わせて空家等の活用を促進するため、平成27年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という）が施行され、法第10条の規定に基づき、市長村長は、空家等の所有者等に関する情報について、内部で利用することができることになった。

特に水道使用者情報と固定資産税課税台帳に記載されている家屋情報等（登記物件に限る）を合わせてみるとことで、GISを用いて空家の所在や築年月等を効率的に把握することが可能になり、組織横断でより効率的かつ効果的な対策の立案が可能になる。

2. G I S（地理情報システム）の概要

(1) 事務の流れ

- ① 水道閉栓情報を水道局お客様サービス課より、年一回受領する。
※ 類型答申で認められている範囲に限る。
- ② 行財政局税務部固定資産税課より、固定資産課税台帳のうち、土地情報、家屋情報を年一回受領する。
- ③ ①及び②に都市計画決定情報等の公開情報を加えて統合し、事務処理用PCに保存する。
- ④ データをG I Sに取り込み、地図上に可視化する。
- ⑤ G I S化した情報を庁内G I S専用サーバに保存する。
- ⑥ G I S化した情報は、閲覧所属を限定し、事務処理用PCでの閲覧を可能とする。
- ⑦ G I S化した情報の更新は、事務処理用PCから行う。
- ⑧ 統合しデータベース化した情報（関連調査情報含む）は全庁ファイルサーバに関係所属のみアクセス可能なフォルダを作成し、共有する。
- ⑨ データベースに登録されたデータを統計処理し、分析を行う。
- ⑩ 統計処理・分析した結果は、プロジェクトフォルダに保存する。

(2) 利用所属

関係課	関連業務	想定活用例
企画調整局 つなぐラボ	施策検討・立案の取りまとめ	空家空地の現状を把握し、部門間調整をしながら具体的な施策の検討・立案
企画調整局 企画課	データ分析	関係課が検討しやすいよう分析・可視化
行財政局 税務部 固定資産税課	税制に関する施策検討	空家空地の現状を把握し、住宅地の税の軽減等、税制面での施策検討
都市局 都市計画課	ニュータウン関連	ニュータウン（主に民間開発）において、空家の現状を把握し、施策検討

都市局 空家空地活用課	空地空家活用の推進	空地空家の現状を把握し、活用施策を検討
都市局 新都市事業部	市開発ニュータウン関連	市開発のニュータウンにおいて、空家の現状を把握し、施策検討
建築住宅局 住宅政策課	既存住宅市場の活性化	空地空家の現状を把握し、住宅施策を検討
建築住宅局 建築指導部 安全対策課	空家空地の適正管理指導	腐朽・破損が進行した物件の現状を把握し、対策に関する施策検討
各区 まちづくり課	空家空地の調査	現地調査、住民対応を行う基礎資料として使用

3 効果

空家対策は、危険家屋対応、解体補助、利活用の相談、税の優遇等、他面的に施策を検討する必要があり、活用が進まない原因は様々である。個別の物件に対して組織横断で対応することで、より市民が空家を有効活用しやすいサポートを実施することが可能になる。

本市でも法で認められる範囲のデータを活用し、関係課でG I S等を活用して情報を共有しながら政策を検討することで、組織横断でより効率的かつ効果的な対策の立案が可能になる。

4. 実施計画

令和2年9月より

5. 想定データ数

約13万件

6. 個人情報の保護

本件に関し、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

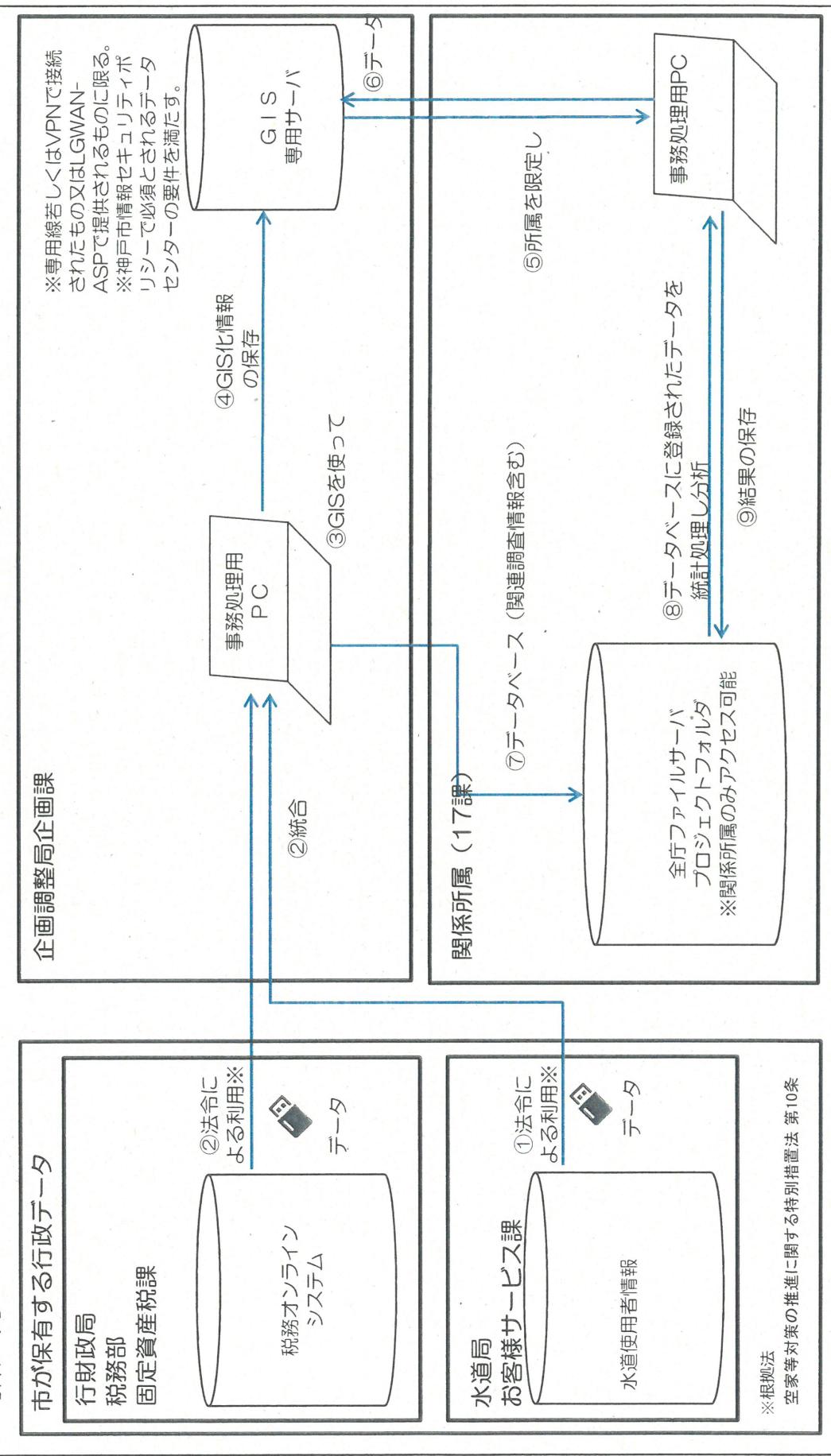
- ① GIS 専用サーバは、当市（本庁舎）と専用回線若しくはそれに準ずる VPN 等での回線で接続するもの又は LGWAN-ASP により提供されるものに限る。また、別紙2のデータセンター要件に適合することとする。
- ② 他システムからのデータ移行のための電子記録媒体にデータを保存する際は暗号化する。
- ③ 事務処理用 PC は「PC統合管理システム」により管理されており、パソコンの利用にあたっては職員証を読み込ませた上で ID、パスワードを入力する必要がある。また、外部記録媒体へのデータ複製や不要なソフトウェアのインストール等を制限している。
- ④ 全庁ファイルサーバは属性に基づくアクセス制御を行うことができ、アクセスログやファイルの操作ログを管理することができる。
- ⑤ GIS は、閲覧可能な所属を限定することができる。

(2) 運用上の保護

- ① システムへのログインはユーザＩＤとパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。また、パスワードは定期的に変更する。
- ② データ記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管し、管理簿を作成する。
- ③ データ記録媒体は、パスワードの設定を行った上で、施錠可能なケースに保管した状態で、複数の職員で市役所と各区役所・支所間を搬送する。
- ④ 保有する必要がなくなったデータは直ちに消去し、データ記録媒体はデータシュレッターなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ⑤ 保有する必要がなくなった帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑥ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

空家空地情報のG I S（地理情報システム）化について

【神戸市】



別紙1

機能名称	機能の定義	
1. データセンター要件		
1.1. 基本要件		
1.1.1. 実績		データセンター事業者として5年以上の運用実績を有すること。
1.1.2. 制約		法定点検による電源切断、回線工事によるネットワーク切断といった計画休止などは、少なくとも4週間前までに本市に事前に連絡し、了承を得ること。
1.2. 設備要件		
1.2.1. 情報セキュリティマネジメントシステム	JIS Q 27001、プライバシーマーク、ISO/IEC 27001のいずれかに基づく認証を取得していること。	
1.2.2. 立地		日本国内に設置されていること。 保守を実施する者が公共交通機関等を利用して90分以内で到着可能な範囲であること。また、データセンターへの複数の交通アクセス経路が確保できること。
1.2.3.		
1.2.4. 立入		事故発生時などに本市が立ち入りを申し出たときは、本市職員のデータセンター内への立ち入り、及びサーバ機器等のセキュリティ対策の実施状況の確認を許可すること。なお、定期的な監査等での立入は求めない。
1.2.5.		
1.2.6.		
1.2.7.		
1.2.8.		
1.2.9.		
1.2.10. 機器設置室		震度6強の地震に耐える基礎耐震若しくは基礎免震構造であること。 出水被害から建物及び情報システムを保護する構造であること。 建築基準法に規定する耐火建築物であること。 建築基準法、消防法に規定する非常用設備を有すること。 避雷設備を有すること。 建築基準法に基づく、独立した防火区画であること。 火災の予兆を検知できるシステムが設置されていること。
1.2.11.		
1.2.12.		
1.2.13.		
1.2.14.		
1.2.15. 電源		新ガス系消火設備を備えていること。 水冷方式を採用している場合は、漏水防止策を講じていること。 ただし、空冷方式を採用している場合はこの限りではない。 機器に対し外部からの電磁波の影響を受けにくい環境であること。 電力会社から2系統以上で受電し、冗長性を確保していること。 建物の電源設備の法定点検及び工事の際においても、機器の停電時対策をとる必要のないこと。
1.2.16.		
1.2.17.		
1.2.18.		
1.2.19.		
1.2.20. 空調		停電時に自家発電装置(3時間以上継続運転が可能)が安定的に起動するまでの間、瞬断することなくシステムに十分な電力供給が可能な無停電電源装置を設置していること。 無停電電源装置は冗長構成がとられていること。 サーバ等と、負荷変動の激しい空調機等の電力系機器等は電源系統を分けてあること。
1.2.21.		
1.2.22.		
1.2.23.		
1.2.24. セキュリティ		24時間365日の自動運転による稼動が可能であること。 機器設置室内の環境は、温度23°C~27°C、湿度30%~70%とすること。 水冷方式の空調設備の場合には、漏水対策を講じ、漏水の恐れがある場所に漏水センサを設置していること。 また、災害時に断水となった場合でも3日間継続運転が可能となる貯水タンクを備えていること。 ただし、空冷方式を採用している場合はこの限りではない。 機器設置室の主要な空調設備機器については、予備器が設置されており、主要機器が故障の場合でも必要な冷却能力を確保できること。 建物入口から機器設置室までの間において、常駐警備による入退室管理が24時間365日実施されていること。 3段階以上のセキュリティを有し、生体認証による個人レベルでの認証機構又は、有人警備によるセキュリティが施されていること。 機器設置室の入退出について、設備の運用に従事する人員とそれ以外の人員の入退出管理が明確に区分できる入退出管理の設備等を有していること。また、入退出に関する手順書を有していること。 機器設置室は、外部から見えない構造になっており、かつ機械設置室に窓がないこと。 常時利用する入退口にはICカード、生体認証、監視カメラ等の防犯設備を設置していること。 かつ、共連れにより入退資格者でない人物が入室できる事を物理的に防止できること。 監視カメラによる記録を一定期間保存し、受注者側で速やかに画像閲覧できる状態であること。 画像の保存期間は、最低1ヶ月間とすること。 なお、本市から画像閲覧を求められたときは、個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十七号)第二十三条(第三者提供の制限)に基づき、速やかに閲覧できる状態であること。
1.2.25.		
1.2.26.		
1.2.27.		
1.2.28.		
1.2.29.		
1.2.30.		
1.2.31.		
1.2.32.		
1.2.33. 運用		大型機器類の搬入口では、専用口でデータセンター職員又は警備員立会いの下、入館セキュリティを保つこと。 データセンターのセキュリティゾーン内には、データセンター関係者以外の不特定多数が利用する飲食店などのテナントが入居していないこと。 フックの個別施錠が可能のこと。 各設備を常時集中管理及び制御する仕組みを有すること。 建物及び機械室の人の出入りを遠隔監視する設備が設置されていること。 建物及び機械室の防災設備及び防犯設備の作動を遠隔監視する設備が設置されていること。 電源設備及び空調設備の稼動状況を遠隔監視する設備が設置されていること。 24時間365日のネットワーク障害受付、故障修理及び復旧ができる体制を有すること。 通信回線の利用状況、障害等を監視する設備が同一建物内または網内に設置されていること。 計画的な工事又は、定期的な保守等に伴いネットワークを停止する場合は、少なくとも、4週間前まで本市に事前に連絡し、了承を得ること。 なお、運用を続けると明らかに障害に至ることがわかっている場合の緊急停止については、本市と別途協議の上、対応を決めることとし、緊急停止中は、稼働率の停止時間として扱うものとする。
1.2.34.		
1.2.35.		
1.2.36.		
1.2.37.		
1.2.38.		
1.2.39.		